



# 鳥取県公報

平成14年9月30日(月)  
号外第132号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

|      |  |
|------|--|
| 公安規則 | 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則(7)(警務課)..... 1 |
|------|--|

## 公安委員会規則

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月30日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

### 鳥取県公安委員会規則第7号

刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

(刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

第1条 刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年鳥取県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

別記様式を削る。

(没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第2条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年鳥取県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「麻薬特例法」という。」及び「。以下「組織的犯罪処罰法」という。」を削り、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

別記様式を削る。

(傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正)

第3条 傍受令状を請求すること等ができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年鳥取県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。